

身につけよう 交通ルールと ヘルメット
～自転車と安全に利用しよう～

自転車安全利用五則（令和4年11月1日改正）

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトと点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



中村警察署
052-452-0110
岩塚交番

《自転車利用者の交通事故防止》

自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。

また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器となります。万が一相手にけがをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。

[自転車安全利用五則](#)を始めとする自転車の交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません。



岩塚交番勤務員です。
交番に来所の際は、
交番員又は交番相談
員が対応します。
親切、丁寧な対応を
心がけます。



中村警察署HP